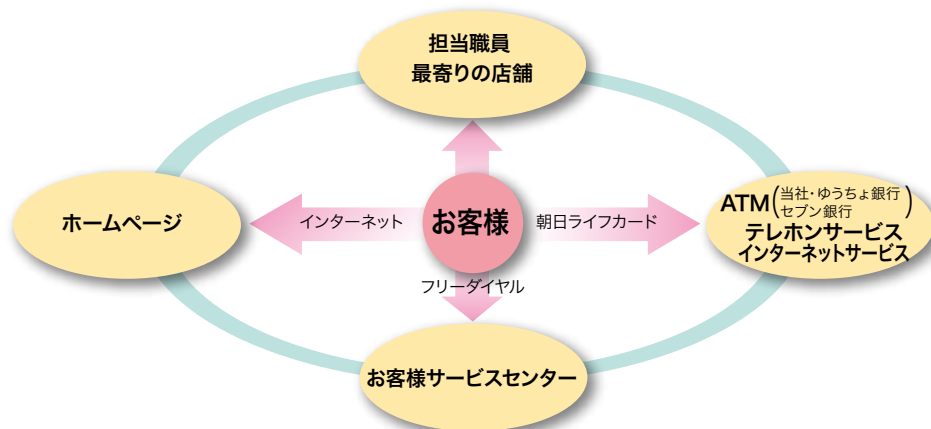


より良いお客様サービスのために

サービスネットワークの充実を進めています

当社では、より多くのお客様のご要望にお応えできるよう、さまざまなサービスネットワークをご用意しています。



インターネットによるサービス

当社ホームページでは、お客様へのお知らせ、店舗所在地ならびにATM設置場所のご案内や、ご契約に関する各種手続きを承っています。

朝日ライフカードによるサービス

朝日ライフカードでは、当社や提携金融機関のATM、電話、インターネットにより、契約者貸付・保険王積立金引出し等のお取引を簡単・便利にご利用いただくことができます。また、インターネットでご契約内容を参照いただくこともできます。



ホームページアドレス

<http://www.asahi-life.co.jp>

テレホンサービス

● 契約者貸付・積立配当金・各種すえ置き金引出し・残高照会

プッシュホン方式でのご利用	0120-394-571
ダイヤルホン方式でのご利用	0120-710-991
携帯電話・PHSでのご利用	03-3473-9411
	06-6455-7335

● 保険王積立金引出し・残高照会

プッシュホン方式でのご利用	0120-130-644
携帯電話・PHSでのご利用	042-338-7130

※携帯電話・PHS用の番号は、通話料金が有料となります。

お客様サービスセンターによるサービス

お電話によるご契約に関するご照会・ご相談・各種手続きのお申し出を「お客様サービスセンター」にて承っています。全国のお客様にご利用いただけますようフリーダイヤルを導入しています。土曜日も応対させていただいています。

お客様サービスセンター

☎ 0120-714-532

※受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00

土曜日 9：00～12：00 13：00～17：00

(但し、祝日、12月31日～1月3日を除きます)

インターネットまたはお客様サービスセンターでのお取扱い

インターネットまたはお客様サービスセンターでは次のお手続きを承っています。(但し、ご照会・お申し出の内容によりましては一部お取扱いできない場合もあります。)

このような場合	必要となるお手続き	インターネット	お客様サービスセンター
お引越されたとき	住所・電話番号変更	○	○
	保険料振替口座変更	○	○
ご結婚されたとき	改姓/改名	○	○
	受取人変更	—	○
資金がご入用になったとき	各種すえ置き金引出し	※	○
	契約者貸付	※	○
保険証券・お届け印を紛失されたとき	保険証券再発行、印鑑届	—	○
ご退職されたとき	保険料払込方法変更	—	○
ご入院や手術・通院をされたとき	各種給付金の請求	—	○
ご契約内容を確認したいとき	—	※	○

※朝日ライフカードをお持ちのお客様につきましては、インターネットで操作いただくことにより、すえ置き金の引出し・契約者貸付等のお取引をご利用いただくことができます。

保険金・給付金のご請求手続きの流れは以下のとおりです

お客様

朝日生命

1. 請求お申し出

保険証券等をご用意のうえ、ご連絡ください。

(1) 病気やケガで入院・手術・通院された場合

証券記号番号、被保険者名、初診日・事故日、傷病名、入院日、手術名・手術日、通院日 等

(2) お亡くなりになられた場合

証券記号番号、被保険者名、お亡くなりになられた日・原因、入院・手術・通院の有無 等

2. 必要書類の準備・提出

ご案内に従って病院発行の診断書等、必要な書類をご準備ください。

3. 支払内容のご確認

ご郵送するお支払明細書の内容をご確認ください。

ご請求にあたっての詳しいご案内と必要な書類をお届け（ご郵送）します。

※ご契約内容に応じ、確認させていただく項目が異なる場合があります。
また、当社担当者が病名や事故状況等の詳細をお伺いすることがあります。

ご提出いただいた書類をもとに、ご指定の口座へ送金します。

※事故状況やご加入前の健康状態等について、保険金・給付金をお支払いするための確認・照会にお伺いする場合があります。
この場合、お支払いまでに日数がかかることがあります。

※病名が悪性新生物（がん）の場合でも、ご家族様等より特段のお申出がない場合は、被保険者本人への病名告知の有無にかかわらず、保険金・給付金をお支払いします。

※ご請求内容によっては、保険金・給付金をお支払いできない場合もあります。

※ご加入の生命保険種類・内容によって、手続きが異なる場合があります。

情報システム（IT）

お客様サービスの向上をサポートする情報システム

情報システムの変革

当社は従来より一貫して情報システムの活用に積極的に取り組んでおり、経営戦略に対応する情報システムの確立を目指して、第一次機械化～第三次機械化を経て、平成10年度には総合機械化計画「システムWIN21」を実施し、個人保険新契約・契約管理システムを全面再構築しました。

その後も、全職員に1人1台配備した事務端末を刷新したほか、業界に先駆け導入した光回線によるブロードバンドネットワークの再構築などにより、変化に強く柔軟性の高いシステムインフラへと変革を進めております。

個人保険契約管理システム強化によるお客様サービス向上

当社では、個人保険契約管理システム強化の一環として、平成21年度に柔軟性の高い新たな新契約システム『ハロー☆システム150』を稼働させたことで、商品開発力・システム対応力が大幅に強化されました。これらの取り組みにより、平成22年4月より発売した「保険王プラス」を中心としたお客様の多様なニーズにお応えできる新商品・サービスを提供しています。

また、保険金・給付金の適切な支払管理態勢について、保険金・給付金を確実にお支払いしていくために、保険金等のお支払いに関するシステム（『保険金・給付金 総合案内システム』、『支払査定サポートシステム』、『支払案件管理システム』）の機能向上に継続して取り組んでおります。

当社では、こうしたシステム開発面の諸対応を通じて、高品質なお客様サービス・迅速なお客様対応を将来にわたり確実にご提供し、お客様サービスの向上に役立てていきます。

情報センター「多摩本社ビル」

当社の情報センターは東京・多摩センターにある朝日生命多摩本社ビルです。コンピュータ棟と、オフィス棟で構成されたインテリジェントビルです。

コンピュータ棟は、当社の全国の拠点からオンラインネットワークによって集まったお客様のデータを集中管理しています。3次元免震床を採用した地震対策のほか、万全のセキュリティシステムによりデータの保護を実施しています。

オフィス棟では、充実した設計・開発環境のもと、システム設計機能の拡張および開発生産性の向上を図っています。

また、オンラインの稼動状況を一元的に監視し、オンラインシステムの信頼性の向上に努めています。

このほか、大地震等により多摩本社のコンピュータが被災した場合でも、お客様へのサービスを継続して提供できるよう、別の地域にバックアップシステムを備えており、災害に対する準備も万全です。



多摩本社

当社ではお客様の多様化するニーズに即応することを目的として、平成3年6月より営業用携帯端末「ハンディアイ」を導入しました。

そして、平成7年10月導入の「ハンディアイⅡ」、平成12年10月導入の「ハンディアイⅢ」を経て、平成18年1月より、4世代目の「ハンディアイⅣ」を稼働させています。

「ハンディアイⅣ」では、従来モデル以上に様々な機能を搭載しておりますので、お客様への迅速かつ適切なサービスをご提供していきます。

“お客様と一緒に考える生活設計”を一層すすめていきます

ハンディアイⅣシステムの主な特長

【充実のプラン設計機能】

「ハンディアイⅣ」は、お客様のライフプランにあわせて必要な保障を診断し、老後保障も含めてご理解いただけるプランをご提案する機能を保持しています。

平成21年3月には、必要保障の診断機能をバージョンアップした「ライフプランナビ」を搭載し、お客様と一緒に考える生活設計機能を更に強化しました。

【強固なセキュリティシステム】

「ハンディアイⅣ」ではパソコン一体型の指紋認証装置を標準装備し、パソコン起動時のセキュリティを強化しています。これにより、本人以外のパソコン起動が不可能となり、なりすまし等による不正アクセスを阻止します。

加えて、各種情報のセンターサーバでの一元管理とハードディスクの暗号化等を実施し、大切なお客様の情報を安全に守ります。

【多彩な営業支援システム】

「ハンディアイⅣ」は、お客様訪問時でも最新の情報を取得可能とするモバイル通信機能を搭載しており、その場で、ご契約内容のご説明や最適な商品のご案内等を可能としています。また、携帯プリンタとeメール機能も備えており、その場で保険設計書、申込書の作成や、ご提案内容をお客様のパソコンに送信することも可能としています。

これらの営業支援システムを活用し、お客様にご満足いただけるコンサルティングを更に推進していきます。

ハンディアイⅣシステムの主な機能

- 保険契約内容に関する各種照会
- 各種情報提供
 - ・ 保険設計書
 - ・ ライフプランナビ
 - ・ 動画を利用した商品説明
 - ・ eメール



ハンディアイⅣ



携帯プリンタ



指紋認証装置

教育体系

時代の変化に即応した教育

金融の自由化や高齢化社会の進展などにより、お客様のニーズは複雑・多様化しています。このような時代の変化にともない、生命保険会社においても、当社の「保険王プラス」のような保険ユニットを組み合わせた商品など、従来の商品にはない特長・仕組みをもつ商品が登場してきています。

このように、お客様のさまざまなニーズに対応し、商品内容が多様化するにしたがって、販売・サービスに従事する営業職員や募集代理店の役割は、ますます重要になってきています。

当社ではライフコンサルタントとして、お客様の多様なニーズに応えうる知識・技術を持つ営業職員・募集代理店を育成するために、一貫した教育体系による教育・研修を行っています。

また、長期的な視野に立った営業職員の育成を強化するため、入社1～5年目層に対する教育の充実を図った5年間育成体制を推進しています。平成22年度は、入社初期における実践教育の充実を図り、お客様のニーズに応えうる高度な営業体制を構築して参ります。

教育体系

採用対象者に対する採用前教育

入社前の採用対象者に対し、「あさひ見学会」「機関長面接」「あさひスクール1（入社説明会）」を実施しています。

「あさひ見学会」は、採用対象者に営業職員の仕事内容や当社の概要を知っていただくために、統括支社・支社もしくは機関で開催しています。

「機関長面接」では、勤務場所としての機関を実際に見学していただき、研修や育成のスケジュール・仕事のすすめ方・就業規則等について説明を行い、生命保険や当社についての理解をさらに深めていただきます。

また、「あさひスクール1」では、生命保険の基本的な仕組みや営業職員の仕事の内容などについてより詳しい研修を行い、お客様から信頼される人材の採用に努めています。

営業職員に対する採用後教育

採用後の初期教育として、業界共通カリキュラムに対応した一般コース研修（「あさひスクール2～4」）と当社独自の研修・実践教育（「あさひスクール5～7」「実践トレーニング」など）により、お客様の立場に立ったコンサルティングを行うための販売技術や専門知識の習得に努めています。また、入社5年間で実践的な販売スキルの習得や、生命保険の知識はもとより、金融・税務等幅広い知識とスキルの習得に向けた国家資格「ファイナンシャル・プランニング技能士」の取得を推進し、ご家庭の生活設計から会社経営者のリスクマネジメントまで、コンサルティングセールスを実践できる優秀な営業職員を多数育成することに力を注いでいます。

営業職員に対する継続的・反復的教育

ご契約者保護やお客様満足度向上の観点から、平成21年度より全営業職員を対象とした研修である「あさひマスターコース」を実施しています。

「コンプライアンス」に加え、「お客様への訪問」「商品の説明」「各種お手続き」といったお客様に提供するサービス全般について、月1回の集中研修を行うとともに、お客様への適切な説明に向けた研修を毎日行うなど、継続的・反復的な教育を実施しています。

研修・育成機構

営業職員に対しては、統括支社・支社に研修育成センター・実践育成センターを設置し、集合教育（知識教育、販売実践訓練教育）を行っています。加えて、都市部においては、「都市型実践育成センター」「コンサルティング営業室」を通じて、高度な販売スキル・FP（ファイナンシャル・プランニング）知識習得を目指した教育を実践しています。

また、研修施設として、東京地区に高円寺研修センターを設置し、管理職、営業担当スタッフ、営業職員などを対象として、課題別の集合研修を行っています。

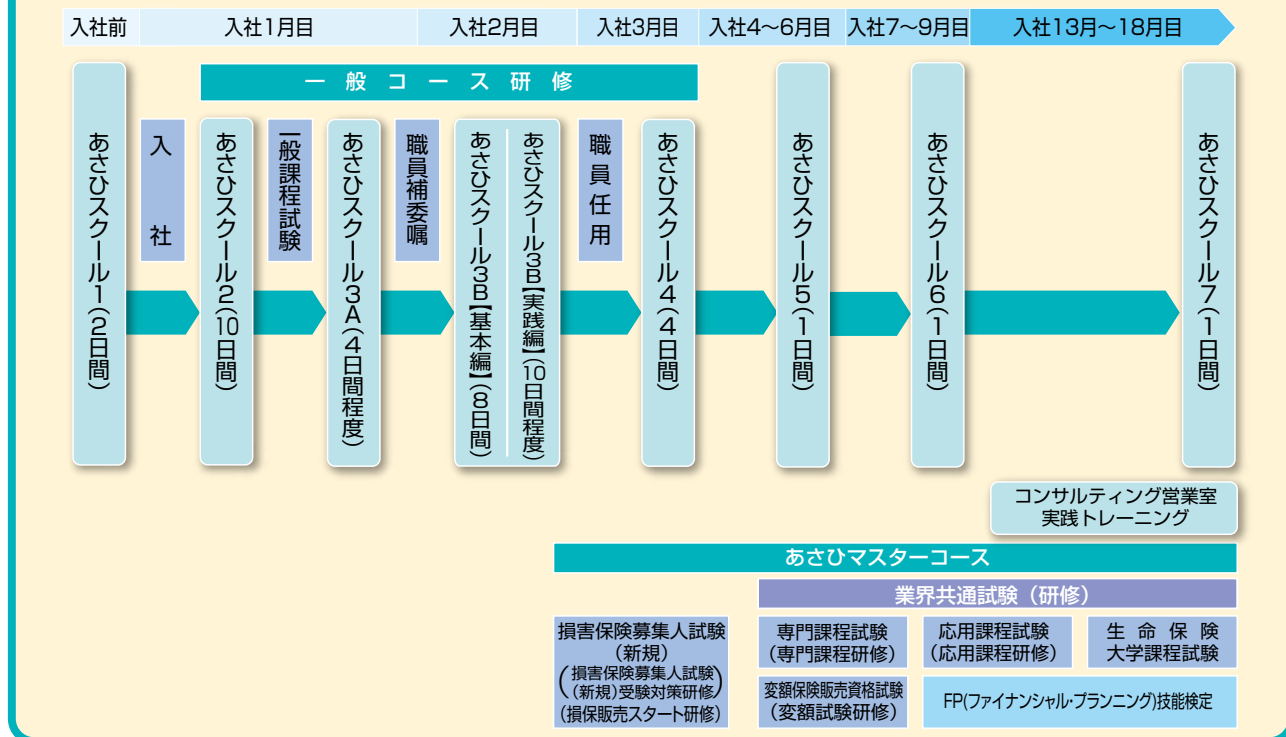
さらに、DVD教材や営業用携帯端末「ハンディアイⅣ」の活用により、研修効果を高めています。

募集代理店に対する教育

募集代理店として委託する前に「委託業務説明会」を実施しています。「委託業務説明会」では、契約条件・委託する業務内容の確認など代理店独自の事項について説明・教育を行っています。

委託後は、業界共通カリキュラムに対応した登録前・登録後研修などにより、販売技術や専門的な知識の付与を行います。

営業職員教育体系(1～2年目)



業界共通試験への取組み

営業職員・募集代理店に高度な専門知識を付与し、販売技術の向上を図るために、当社では専門課程試験・応用課程試験等の受験を積極的に推進し、合格に向けた教育体制を整えています。

●一般課程試験

営業職員・募集代理店として必要とされる生命保険の基礎知識を習得するための試験です。

この試験に合格のうえ、登録されてはじめて生命保険募集人として販売活動を行うことができます。

●専門課程試験

生命保険販売に関する専門知識と周辺知識の習得を目的としています。この試験の合格者には、生命保険協会より「ライフ・コンサルタント」の称号が与えられます。

●応用課程試験

専門課程試験で得た知識を活かした応用力・実践力を養成し、ファイナンシャル・プランニング・サービスに必要な知識を習得することを目的としています。この試験の合格者には、生命保険協会より「シニア・ライフ・コンサルタント」の称号が与えられます。

●変額保険販売資格試験

変額保険の販売に従事するために必要な一定水準以上の専門知識、販売上の心がまえを確認する資格試験で、合格後、生命保険協会に登録します。

●生命保険大学課程試験

この試験はファイナンシャル・プランニング・サービスに必要な生命保険およびその関連知識を、より専門的なレベルで習得することを目的とし、全科目(6科目)に合格し、一定の要件を満たすと、生命保険協会より「トータル・ライフ・コンサルタント(TLC [生命保険協会認定FP])」という称号が与えられます。

「ファイナンシャル・プランニング(以下、FP)技能検定」への取組み

多様化するお客様ニーズに的確に対応したコンサルティングセールスを実践していくために、当社では「FP技能検定」の受験を積極的に推進し、合格に向けた教育体制を整えています。

「FP技能検定」は「職業能力開発促進法」にもとづく国家試験であり、生命保険の知識はもとより金融・税務等の幅広い知識を備え、お客様に総合的なアドバイスができるスキルを習得することを目的としています。「FP技能検定」の合格者には、国家資格「FP技能士」の称号が付与され、「FP技能士」には1級技能士～3級技能士までの等級があります。

個人向け商品

私たちの人生では、出生から老後にいたる過程の中で、ライフステージは刻々と変化していきます。

また、高齢化社会の進展あるいは各種の社会保障制度の改革など生活環境の変化や、個人の価値観の多様化に伴い、生命保険に対するお客様のニーズも多岐にわたっています。

こうしたなか、当社では、お客様にとってわかりやすく、かつ、お客様個々のニーズに的確にお応えできる商品開発を心がけています。今後とも、死亡・介護・医療等の保障機能の一層の充実を図り、真にお客様の生活に役立つ保障を提供できるよう商品開発を行っていきたいと考えています。

主な商品ラインナップ

〈積立保険・指定契約〉



- 「保険王プラス」は、死亡保障、介護保障、医療保障、積立機能(貯蓄機能)をそれぞれの保険ユニット(単体商品)で組み合わせ、ライフステージやニーズの変化に応じた保障をオーダーメイドで準備できる保険です。
- 加入後は「保障見直し制度」で、一部の保障だけ見直すことや、新たな保障を「保険王プラス」に追加することができます。

保険王プラスの構成

「保険王プラス」では、下記①～⑧の保険ユニット(単体商品)をご用意しています。

死亡保障

- 1 万一のときに定額の年金が一定期間支払われる「長期生活保障保険」や“手頃かつ合理的な保険料で死亡保障を準備したい”というお客様のニーズにお応えできるように、万一のときに、定額の年金があらかじめ定めた年齢まで支払われる「新長期生活保障保険」があります。
- 2 万一のときにまとまった一時金が支払われる「普通定期保険」「普通終身保険(低解約返戻金型)」「逓減定期保険」があります。

介護保障

- 3 所定の要介護状態^{*}(目安として、公的介護保険の要介護2以上に相当する状態)のときに一生の年金で保障する「介護終身年金保険」があります。
- 4 所定の要介護状態^{*}(目安として、公的介護保険の要介護2または1以上に相当する状態)のときに一時金で保障する「介護一時金保険」があります。

^{*}所定の要介護状態は、公的介護保険の要介護状態とは異なります。



医療保障



- 5 病気やケガで入院したときや、所定の手術・放射線治療、特定検査を受けたときに、給付金を支払う「医療保険(返戻金なし型)(2010)*」があります。
- 6 「7つの生活習慣病」に対する重点的な入院保障と、7大疾病による所定の状態・手術を一時金で保障する「生活習慣病保険(返戻金なし型)*」があります(ご加入後90日目までのガンは支払対象となりません)。
- 7 すべてのガンを診断から入院、手術、退院まで幅広く保障する「新がん保険(返戻金なし型)*」があります(ご加入後90日目までのガンは支払対象となりません)。

※ いずれにも一生涯の保障を確保できる「終身タイプ」があります。

積立機能(貯蓄機能)

- 8 「保険王プラス」全体のキャッシュ・フローを管理する「利率変動型積立保険」では、一時金の払込みや積立金の引出しを自在に行うことができます。また、お払込みいただく保険料の一部を計画的に積み立てて将来に備えることができます。

〈終身保険〉

ニューコスモス

ゆとりと安心

- 万一のときに、まとまった一時金で一生涯保障します。
- 保険料払込期間満了後(「ゆとりと安心」はご契約後5年経過時以降)、「しゅうしんバラエティープラン」の中からセカンドライフにあったコースをお選びいただけます。
- 各種医療特約の付加で、病気やケガでの入院等に備えることができます。

〈養老保険〉

〈朝日〉の養老保険

- 万一のときに、まとまった一時金(満期保険金と同額)で保障します。
- 満期のときに、満期保険金をお受取りいただけます。
- 各種医療特約の付加で、病気やケガでの入院等に備えることができます。

〈こども保険〉

えくぼ

ゆ・め

- お子様の成長とともに、入園・入学および進級の時期に合わせて教育資金をお受取りいただけます。
- 満期のときに、満期保険金をお受取りいただけます。
- ご契約者が死亡・高度障害のとき、以後の保険料のお払込みは免除されます(一時払契約を除きます)。さらに、「えくぼ」については所定の期間、育英年金を毎年お受取りいただけます。
- 各種医療特約の付加で、病気やケガでの入院等に備えることができます。

〈生存給付金付定期保険〉

希望の保険 つばさ

希望の保険 チャム

- 万一のときに、まとまった一時金で保障します。
- 契約後2年ごとと保険期間満了時に、うれしいボーナス(生存給付金付定期保険の生存給付金)をお受取りいただけます。
- ボーナスの受取日は、誕生日や結婚記念日など、ご希望の日を指定できます。
- 各種医療特約の付加で、病気やケガでの入院等に備えることができます。

〈個人年金保険〉

かがやきAi

かがやき

- 一定期間、年金をお受取りいただけます(5年確定年金・10年確定年金)。
- 年金支払開始時に、ライフプランに合わせて、終身年金・確定年金などの各種年金から選択することもできます(ねんきんバラエティープラン)。
- 「かがやき」では、保険料払込期間中に死亡されたときには所定の死亡給付金をお支払いするのに対し、「かがやきAi」では、保険期間中の死亡給付金を既払込保険料相当額に抑えることにより、「かがやき」に比べて将来の年金受取額を多くする仕組みとなっています。なお、「かがやきAi」は、一定期間経過後にご契約を解約された場合、「かがやき」に比べて返戻金は通常少なくなります。
- 各種医療特約の付加で、病気やケガでの入院等に備えることができます。



- 保険料を一時払でお払込みいただくことで、一定期間、年金をお受取りいただけます(5年確定年金・10年確定年金・15年確定年金)。
- すえ置き期間中(年金支払開始前)の死亡給付金を一時払保険料相当額に抑えることで、年金受取額を多くする仕組みとなっています。
- すえ置き期間中に解約された場合の解約返戻金は、一時払保険料相当額となります。ただし、ご契約後短期間で解約された場合は、一時払保険料相当額を下回ります。

〈定期保険〉

プレステージ

プレステージ2

普通定期保険

- 万一のときに、まとまった一時金で保障します。
- 満期保険金のない保障重点型の保険ですので、合理的に大きな保障が得られます。
- 「プレステージ2」では、ご契約後一定期間の解約返戻金を抑えることにより、割安な保険料で保障をご準備いただけます。
- 各種医療特約の付加で、病気やケガでの入院等に備えることができます。

「保険王プラス」の発売について

平成13年4月発売以降好評いただいている「保険王」が「保険王プラス」として、よりわかりやすく、より魅力的に進化しました。「保険王プラス」では、ベースとなる「利率変動型積立保険」を開発し、新たな保障ユニットとして「医療保険(返戻金なし型)(2010)」「普通終身保険(低解約返戻金型)」をラインナップに加え、より多くのお客様のニーズにお応えできるようになっています。

●利率変動型積立保険

新たに「積立利率」を設定し、積立金の利回りがわかりやすくなりました^{*}(積立利率の最低保証利率は0.5%)。引出手数料については、ご契約後3年間は引出金額の1%、4年目以降は無料としました。また、お客様のライフステージに応じた保障内容の見直しや、積立金を払込保険料の調整に活用できるといった機能があります。

^{*}積立金の計算は毎月行い、その都度円単位の端数処理を行うため、「積立利率」と「利回り」はわずかに異なることがあります。

●医療保険(返戻金なし型)(2010)

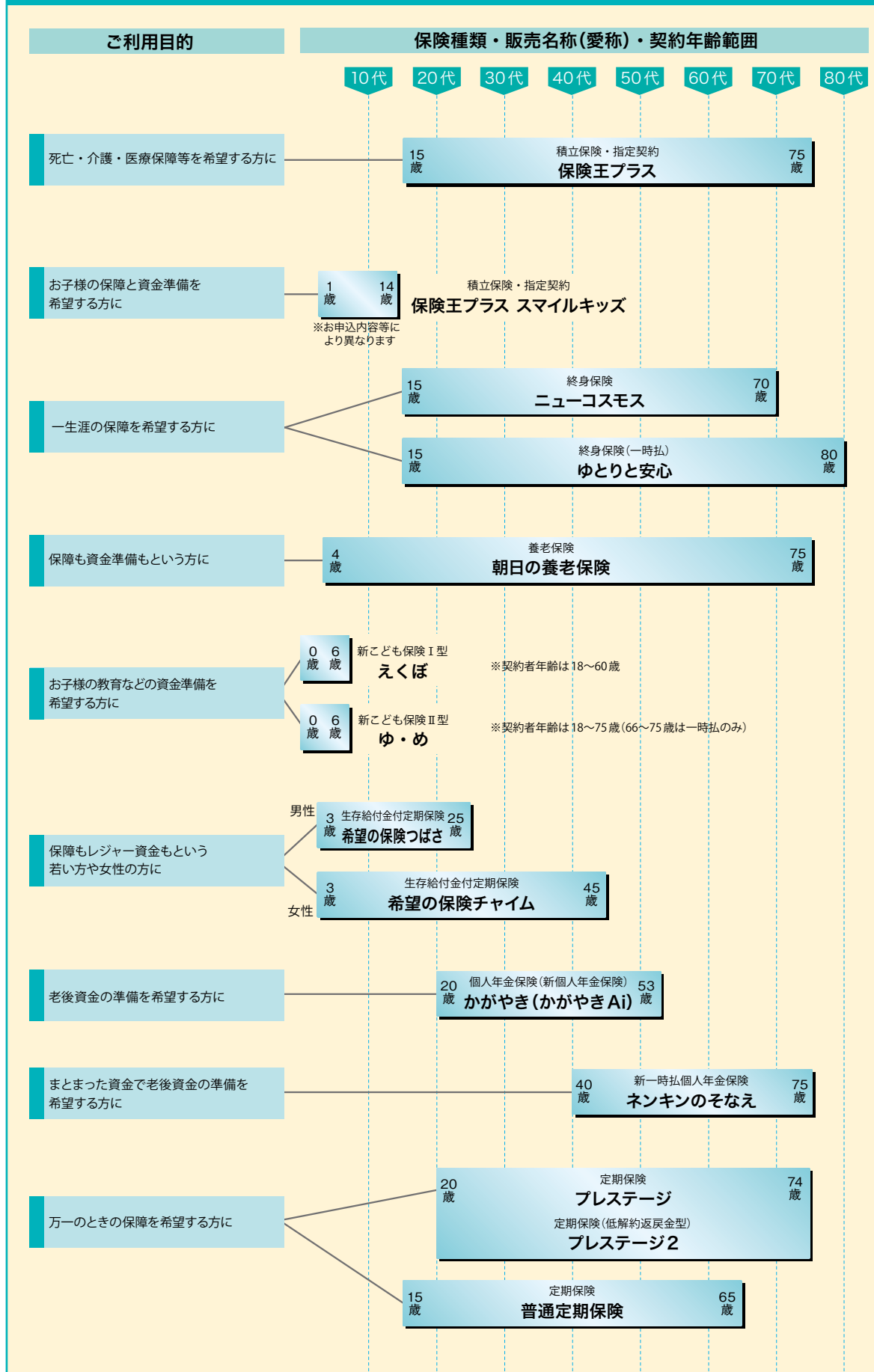
健康保険・先進医療対象の1,000種類以上の手術をお支払対象とし、軽微な8つの手術を除いてすべて保障するという、わかりやすく、幅広い手術給付金としました(支払対象件数はこれまでの約1.5倍^{*})。給付金額も入院の有無で決まるため、お客様ご自身で判断いただけます(入院中は入院給付金日額の20倍、外来は入院給付金日額の5倍)。さらに、「がん」「脳」「心臓」に対する所定の手術には当社独自の加算給付で手厚く保障し、そして今後増加が見込まれる放射線治療を照射線量にかかわらず手厚く保障するなど、業界最先端・独自性を追求した商品として開発しました。

^{*}平成18年4月～平成22年3月発売の「保険王」に付加された医療保険の給付対象手術に基づき、「社会医療診療行為別調査」(平成19年)より推計した概算値

●普通終身保険(低解約返戻金型)

ご契約後一定期間の解約返戻金を抑制することで、一生の死亡保障を割安な保険料で確保できます。また、一定期間経過後は死亡保障に代えて、大きなキャッシュ・バリュー(解約返戻金)を確保できますので、老後資金にご活用いただくことも可能です。

個人向け商品一覧



※上記は、個人向け商品の特長を記載したものです。商品の詳細につきましては、「パンフレット」「ご提案書(契約概要)」をご覧ください。
なお、ご契約の際には、「ご契約のしおり-定款・約款」を必ずご覧ください。

個人向けサービス

インフォメールあさひ

個人保険・事業保険(一部を除く)のご契約者あてに、毎年1回郵送します。
大切な内容をお知らせしていますので、お手元に届いた際は是非ご覧ください。

【インフォメールあさひの内容】

情報冊子

当社の現状についての諸情報を冊子にまとめています。

- お客様満足の向上に向けた取組みのご案内
- 決算に関するお知らせ
- お客様よりご質問の多い事項
- 保険金・給付金のご請求手続きのご案内
- 各種制度・諸手続きおよびお問合せ先のご案内 等
- 新商品のご案内



契約冊子

保障内容や配当金情報など、ご契約の現況についてのお知らせを冊子にまとめています。
また、所定の要件を満たした契約については、契約冊子の先頭に『生命保険料控除証明書』を添付しています。

朝日ライフカード

朝日ライフカードをお持ちのお客様には、以下のサービスをご用意しています。

お引出し・残高照会

- 朝日生命ATM、ゆうちょ銀行ATM、セブン銀行ATMによるお引出しおよび残高照会

〈契約者貸付・積立配当金・祝金(生存給付金等)すえ置き金・保険金すえ置き金・保険王積立金〉

※契約者貸付については、ご返済もご利用できます。

- テレホンサービスによるお引出しおよび残高照会

電話(公衆電話、携帯電話を含む)でお引出しおよび残高照会のお手続きができます。

〈契約者貸付・積立配当金・祝金(生存給付金等)すえ置き金・保険金すえ置き金・保険王積立金〉

- インターネットサービスによるお引出しおよび残高照会

インターネットに接続された端末(パソコン、iモード携帯電話)でお引出しおよび残高照会のお手続きができます。

〈契約者貸付・積立配当金・祝金(生存給付金等)すえ置き金・保険金すえ置き金・保険王積立金〉

※テレホンサービス、インターネットサービスで平日午後2時半までに操作を完了された場合、当日中にご指定の口座にお振込可能です。

ご契約内容照会

朝日ライフカードに登録されている生命保険のご契約の保障内容などを、当社ホームページでご確認いただけます。



暮らしに役立つ、その他の情報提供

SANSAN (月刊)

各界でご活躍中の方々へのインタビューをはじめ、旅、クッキングなど生活に役立つ内容を満載した生活情報誌

野菜倶楽部(月刊)

旬の野菜とその料理法を取り上げた料理レシピ冊子

あさひホットメール(月刊)

生活や健康に役立つ情報・データなどを掲載したチラシ



企業・団体向け商品とサービス

「保険王プラス」経営者プラン・経営者保険「プレステージ」「プレステージ2」・
逓増定期保険「トレジャーα・β」は、万一の場合の備えと退職慰労金の財源を
合理的に準備できます

「保険王プラス」経営者プランの特長

- 経営者・役員の方が万一のときに、短期借入金の返済や買掛金の支払い等のための事業保障資金として、また、死亡退職金・弔慰金の財源として、さらには、相続・事業承継対策資金としてご活用いただけます。
- 利率変動型積立保険の積立金を経営者・役員の方の退職慰労金の一部としてご利用いただけます。
- 画期的な保険システムにより、経営状況に合わせて保障内容・保険料・保険料払込期間を変更できるなど合理性と融通性をご提供します。

経営者保険「プレステージ」「プレステージ2」の特長

- 経営者・役員の方が万一のときに、短期借入金の返済や買掛金の支払い等のための事業保障資金として、また、死亡退職金・弔慰金の財源として、さらには、相続・事業承継対策資金としてご活用いただけます。
- ご勇退時に保険契約を解約することにより、解約返戻金を退職慰労金の財源としてご活用いただけます。
- 事業計画・勇退年齢に合わせて保険期間を選択できます。
- 「プレステージ2」では、ご契約後一定期間の解約返戻金を抑えることにより、割安な保険料で保障をご準備いただけます。

逓増定期保険「トレジャーα・β」の特長(引受保険会社：アクサ生命保険株式会社)

- 保険料が変わらずに保障額が一定期間にわたり基準保険金額を元に複利で逓増します。
- ガンにより死亡・高度障害状態となられた場合、死亡保険金、高度障害保険金に加えてガン死亡保険金またはガン高度障害保険金をお支払いします。
- 死亡・高度障害保険金は会社が受取人になって、残されたご遺族の生活保障や相続税対策の準備資金としてご活用いただけます。またキャッシュ・バリュー（解約返戻金）は勇退時の退職慰労金としてご活用いただけます。
- 契約者貸付制度を活用し、保障はそのままにして事業資金としてご活用いただけます。企業経営の不意のニーズにもお応えします。

企業・団体向け商品（企業・団体がご契約者となって、個人保険をご利用いただくプラン）		
ご利用目的		保険種類
経営者・役員のためのプラン （経営者プラン）	○事業保障資金の確保 （経営上の損失補てん） ○死亡退職金・弔慰金の確保 ○相続・事業承継対策資金の確保	「保険王プラス」「プレステージ」「プレステージ2」 「トレジャーα・β」「普通定期保険」 「ニューコスモス」「ゆとりと安心」 「普通養老保険」
	○勇退時退職慰労金の準備	「保険王プラス」「プレステージ」「プレステージ2」 「トレジャーα・β」「ニューコスモス」 「ゆとりと安心」「普通養老保険」
従業員のためのプラン	○福利厚生（弔慰金等）の準備	「普通定期保険」「普通養老保険」
	○退職金の準備	「普通養老保険」

当社では企業福祉制度の運営のお役に立つ以下の企業・団体向け保険商品もご提供しています。

《在職中の生活保障および遺族保障》	「（無配当）総合福祉団体定期保険」「団体定期保険」 「医療保障保険（団体型）」
《企業の退職金の事前準備》	「新企業年金保険」
《従業員の自助努力による老後生活資金準備》	「拠出型企業年金保険」
《住宅ローン等の債権保全と債務者の遺族の財産確保》	「団体信用生命保険」
《財形保険》	「財形年金積立保険」「財形住宅貯蓄積立保険」 「財形貯蓄積立保険」「財形給付金保険」

朝日ビジネスクラブ(ABC)

当社では、平成5年より、経営者の皆様の情報面でバックアップする「朝日ビジネスクラブ(ABC)」を運営しており、次のようなサービスを提供しています。

《朝日ビジネスクラブのサービス》

経営情報マガジン・ABC〈最新のビジネス情報が満載〉

最前線のビジネス情報を満載した、オールカラーの情報誌を毎月お届けしています。また、「私の経営歳時記」など、経営者の皆様にもご参加いただけるコーナーもあります。当誌は、雑誌の資料館として日本最高峰とされる「大宅壮一文庫」に寄贈保管されており、「国立国会図書館」にも納本しています。

●「TREND REPORT (トレンド レポート)」

毎月、注目されている問題をさまざまな視点から取り上げて、今後の国内外の動きをレポートしています。

●「私の経営歳時記」

経営者の皆様の、会社経営にまつわる苦労話やサクセスストーリーをご紹介します。

●「彼の人に学ぶ」

歴史上の人物を選び出し、その人物を研究されている方やゆかりのある方に、自由に語っていただいています。



ABCセミナー〈各界の“プロ”が講演〉

各界の専門家を講師として招く経営者向けのセミナーを開催しています。

新入社員研修会〈即戦力育成サポート〉

社会人としての心構え、マナー、基本的な業務の進め方などをレクチャーする新入社員研修会を開催しています。

※サービス内容は今後変更になる場合があります。

※セミナーおよび研修会の開催は地域により異なります。

ご存知ですか？生命保険のしくみ

重要事項の説明について

以下の「クーリング・オフ制度」「告知義務違反」や「保険金等のお支払いができない場合」「解約」など、重要事項につきましては、「ご契約のしおり一定款・約款^{*}」や「重要事項説明書(注意喚起情報)」に明示しており、商品のご提案およびご契約のお申込みの際には、お客様にご理解いただけるよう努めています。

※平成22年4月より、「保険王プラス」の「ご契約のしおり一定款・約款」冊子の約款部分について、CD-ROM媒体にてご提供しています。



「クーリング・オフ制度」

ご契約のお申込みを撤回することができます

申込者またはご契約者は、保険契約の申込日またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面を受け取った日(注1)のいずれか遅い日(注2)から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。クーリング・オフに関する書面は、必ず郵送により取扱店または本社あてにお送りください。この場合、領収金額を全額お返しします。なお、クーリング・オフの取扱期間内であっても、次の場合にはこの取扱いをいたしません。

(ア)申込者等が法人(会社)または個人事業主(雇用主)の場合

(イ)当社が指定した医師(当社が指定する生命保険面接士は医師ではありません)の診査が終了した場合

(ウ)既契約の内容変更[保険金額の増額、特約の中途付加(変更)等]の場合

(注1)「保険王プラス」にお申込みの際に約款冊子の交付を希望された場合は約款冊子交付日、第1回保険料充当金領収証の場合は領収日、保険料充当金を口座振込みでお払込みいただいた場合には当社着金日となります。

(注2)キャッシュレス転換制度またはキャッシュレス保障見直し制度をご利用の場合は、現金等のお払込みはいただいておりませんので、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除の期限は、保険契約の申込日またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内となります。

「告知義務」と「告知義務違反」

ご契約に際しては事実をありのままに正確にもれなくお知らせください

ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みをされるときに被保険者の現在の健康状態などの重要なことさらに「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままにお知らせ(告知)いただきます。これを「告知義務」といいます。診査を行うご契約の場合には、当社の指定した医師が被保険者の過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)などについておたずねしますので、その医師にありのままをお話してください。診査を行わないご契約の場合には、告知書に被保険者(こども保険の場合はご契約者)ご自身でありのままをご記入ください。担当者に口頭でお話しされただけでは告知をいただいたことになりません。告知いただくことさらにについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

なお、ご契約を解除する場合以外にも、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

次のような場合には保険金・給付金などをお支払いすることはできません

- 責任開始の時より前の疾病や災害を原因とする場合
※なお、ご契約(特約)により、責任開始の時から一定期間経過後は、責任開始の時より前の疾病や事故を原因としたものでもお支払いする場合があります。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合
- 保険金・給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなくご契約が失効(ご契約の効力がなくなること)した場合
- 保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合
- 保険金・給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 責任開始の日(復活の場合は復活の日)からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合
- ご契約者・受取人などの故意により保険金・給付金の支払事由が生じた場合
- 災害保険金・入院給付金などについて、ご契約者・被保険者の故意または重大な過失により支払事由が生じた場合

「解約」について

- ご契約いただいた生命保険は、ご家族の生活保障、資金づくり等のお役に立つ大切な財産ですので、末永くご継続ください。
- ご契約を途中でおやめになると、多くの場合、返戻金はお払込保険料の累計額より少ない金額になります。生命保険では、お払込みいただいた保険料は預貯金のようにそのまま積立てられているのではなく、その一部は年々の死亡保険金などの支払いに、また他の一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられ、これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に払い戻されます。特にご契約後短期間でおやめになると、返戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。
- 解約後、あらためてご契約されますと、多くの場合、これまでより保険料が割高になります。

お手持ちのご契約を活かして、以下のような制度をご利用することができます

生命保険には、ご契約者のさまざまなご事情やご要望に柔軟に対応し、ご契約を有効にお続けいただけるよう各種の便利な制度があります。

1. 現在のご契約の保障内容を見直したいとき

「保険王」・「保険王プラス」の保障内容の見直しをご検討の方へ

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、次のような方法をご利用いただけます。

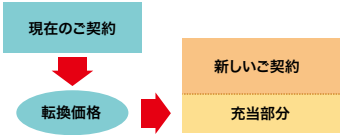
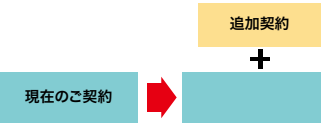
ご利用方法	保障見直し制度		
	部分見直し	総合見直し	追加見直し
特長	●現在のご契約の指定契約を新しいご契約に変更することで、ライフステージに合わせ、必要な部分だけを見直して保障を充実させることができます。		
しくみ	●現在ご契約の保険王・保険王プラスの指定契約の一部を新たな指定契約に変更する方法です。	●現在ご契約の保険王・保険王プラスの指定契約を全て新たな指定契約に変更する方法です。	●現在ご契約の保険王・保険王プラスの指定契約はそのまま、新たな指定契約にご加入いただく方法です。
現在の ご契約	●今回変更申出の指定契約は、新しいご契約に変更となり、それ以外の指定契約および被指定契約は継続します。ただし、被指定契約が積立型終身保険の場合には、積立保険に変更となります。	●現在の指定契約は、全て新しいご契約に変更となります。被指定契約が積立型終身保険の場合には、積立保険に変更となります。	●現在の指定契約は、継続します。被指定契約が積立型終身保険の場合には、積立保険に変更となります。
保険料等	●変更後契約、追加契約の保険料は保障見直し時の契約年齢、保険料率により計算します。 ●部分見直しおよび総合見直しをご利用の場合には、変更前契約は変更後契約の契約成立時に消滅します。また、所定の変更前契約の責任準備金や配当金などは「保障見直し制度」利用時に保障内容変更価格として積立保険の積立金に充当されます。 ●「キャッシュレス保障見直し制度」をご利用の場合には、ご利用されない場合に比べて、積立保険の積立金の残高が保障見直し時にお払込みいただく保険料に相当する金額分だけ減少します。 ●部分見直しおよび総合見直しをご利用の場合には、変更後契約の契約成立には変更後契約の契約日となるべき日の前日までに変更前契約の保険料のお払込みが必要となります。 ●保障見直し後のお払込保険料は当社所定の要件にしたがい、申込時にご契約者に設定していただきます。なお、保障見直し時の保険料の変更は、変更後契約・追加契約が成立することを条件に申し込まれたものとします。 ●平成22年4月より、サックス割引制度を廃止しております。契約日が平成22年4月2日以降となるご契約・特約の保険料はサックス割引を適用せずに計算しています。平成22年3月31日時点で契約通算制度による割引が適用されていたご契約・特約は、その時点の取引額に応じた割引ランクで固定され、以後の割引ランクの変動はありません。		

(ご注意)・それぞれの方法のご利用には、現在のご契約の種類や内容により、所定の要件を満たすことが必要になります。

- ・いずれの方法をご利用いただくとともに、あらためて診査(または告知)が必要になります。被保険者の健康状態によっては、ご利用できない場合があります。
- ・現在ご契約の被指定契約が積立型終身保険の場合には、「保障見直し制度」のご利用に伴い、変更後契約の契約成立時に積立型終身保険は消滅し、新たに積立保険を締結します。積立型終身保険の責任準備金や配当金などは積立保険の積立金に充当されます。また、特定状態給付保険をご契約いただいている場合には、特定状態給付保険は消滅し、特定状態給付保険の責任準備金などは積立保険の積立金に充当されます。
- ・保険王・保険王プラスの保障内容の見直しには、上記のほか、保険期間の変更による方法もあります。

「保険王」・「保険王プラス」以外のご契約の保障内容の見直しをご検討の方へ

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、次のような方法がご利用いただけます。

ご利用方法	契約転換制度	定期保険特約等の中途付加	追加契約
特 長	●保障額の見直しと同時に、保険の種類や期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。	●現在のご契約の保障内容や保険期間を変えずに、保障額を増やすことができます。	●現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実することができます。
しくみ	●現在の当社のご契約を解約することなく、その責任準備金や配当金など（転換価格）を新しいご契約に充当する方法です。 	●現在の当社のご契約に定期保険特約等を新たに付加して保障額を大きくする方法です。 	●現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ●ご契約は2件になります。 
現在のご契約	●消滅します。	●継続します。	●継続します。
保険料等	●契約転換制度ご利用時の契約年齢、保険料率により保険料を計算します。 ●保険王プラスに転換されるときは、転換価格は積立保険の積立金に充当されます。 ●保険王プラスに転換されるときは、「キャッシュレス転換制度」をご利用いただくことができます。その場合には、積立保険の積立金に充当される転換価格は、第1回保険料相当額の貸付金の精算後の金額となります。 ●保険王プラス以外の保険種類に転換されるときは、転換価格の充当で割り引かれた後の保険料をお支払いいただきます。 ●契約転換制度で保険金等を減額したときは、被保険者の保障額が減少します。 ●保障内容を見直した後の保険料は、どの方法を利用するかによって異なります。 ●平成22年4月より、サンクス割引制度を廃止しております。契約日が平成22年4月2日以降となるご契約・特約の保険料はサンクス割引を適用せずに計算しています。平成22年3月31日時点で契約通算制度による割引が適用されていたご契約・特約は、その時点の取引額に応じた割引ランクで固定され、以後の割引ランクの変動はありません。	●中途付加時の契約年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお支払いいただきます。	●追加契約のご契約時の契約年齢、保険料率により追加契約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とは別にお支払いいただきます。

※現在の当社のご契約を解約することなく、そのご契約の一部の責任準備金など（転換価格）を新しいご契約に充当する「契約一部転換制度」もあります。

（ご注意）・それぞれの方法のご利用には、現在のご契約の種類や内容により、所定の要件を満たすことが必要になります。

・いずれの方法をご利用いただくときも、あらためて診査（または告知）が必要になります。被保険者の健康状態によっては、ご利用できない場合があります。

2. 保険料のお払込みが困難なとき

保険料の振替貸付

保険料が払込まれずに保険料払込猶予期間を過ぎたときは、ご契約者より反対のお申し出がない限り、返戻金の範囲内で保険料をお立替えします。

払済保険への変更

保険料の払込みを中止し、その時点での返戻金を一時払の保険料として、養老保険等に変更することができます。

保険王(利率変動積立型終身保険・利率変動型積立保険)の保険料の払込停止

会社所定の範囲内で、将来の保険料のお払込みを停止することができます。

3. 保険料の負担を軽くしたいとき

減額・特約解約

保険金額を減らしたり、特約を減額または解約し、保険料負担を軽減することができます。

保険王(利率変動積立型終身保険・利率変動型積立保険)の払込保険料の変更

会社所定の範囲内で、定期的に払込む保険料を変更することができます。

4. 現金がご入用のとき

契約者貸付

返戻金の所定の範囲内で、現金をお貸付けする制度です。

積立配当金の引出し

配当金の受取方法が積立方式の場合、その積立配当金額の一部または全部をお引出しすることができます。

すえ置き金の引出し

生存給付金や進学資金などをすえ置かれている場合、そのすえ置き金額の一部または全部をお引出しすることができます。

保険王(利率変動積立型終身保険・利率変動型積立保険)の積立金の引出し

会社所定の範囲内で、保険王の積立金をお引出しすることができます。積立金のお引出し時には、引出し金額の1%を手数料として積立金から控除します。

なお、利率変動型積立保険については、ご契約後4年目以降は引出し手数料が無料となります。

(注) 上記制度をご利用の際には、所定の手続きが必要になります。また、保険種類・ご契約の現況によってはお取扱いできない場合があります。

詳しくは、当社の担当者またはお客様サービスセンター(☎0120-714-532)にお問い合わせください。